

30 水漁第 242 号  
平成 30 年 5 月 17 日

都道府県水産部局担当課長 殿

水産庁漁政部加工流通課長

「輸出される水産物に関する原産地等の確認について」の一部改正について

今般、アラブ首長国連邦（アブダビ及びドバイ首長国）への輸出に当たって、アラブ首長国連邦政府から規制を緩和した旨の通知があったことから、従前まで求められていた当該国向けの確認書の発行を廃止し、別添のとおり「輸出される水産物に関する原産地等の確認について」（平成 23 年 4 月 22 日付け 23 水漁第 238 号水産庁漁政部加工流通課長通知）の一部を改正しました。

なお、福島県産水産物については、引き続き、従前から求められていた検査機関による英文の検査結果（放射性物質検査報告書）の提出が求められていますので御留意願います。

つきましては、改正後の内容を御了知いただくとともに、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いいたします。